

今月のトピックス

3.18 学校給食全国集会 報告 その1 基調提案・講演・4党議員による食育基本法

2006年3月18日(土)、東京都千代田区の日本教育会館にて約750人が集まり、「学校給食全国集会」を開催しました。今年は、昨年の食育基本法成立を受け、また、行政改革や市町村合併などの動きを受けて、学校給食のあり方について様々な角度から議論を行いました。

記念講演は、茨城大学の中島紀一教授に農業と学校給食のあり方、考え方、接点についてお話いただきました。

また、食育基本法制定について、自由民主党、公明党、民主党、社民党の与野党からそれぞれお一人ずつ関係する国会議員にお越しいただき、制定の経緯と目的、考え方、問題点などについて報告いただきました。

その後、主催する学校給食集会実行委員会(四者共闘)の4団体と専門家により、法律、制度と学校給食についてパネルディスカッションおよび各地からの意見交換を行いました。

今号では、午前中の基調提案、記念講演、国会議員による報告の内容を紹介し、次号でパネルディスカッションの内容を紹介します。

基調提案

全日本自治団体労働組合現業局長 松村良一

I. はじめに

2006年学校給食全国集会は、1985年の文部省通知

「学校給食業務の運営の合理化について」いわゆる学校給食合理化通知がもたらす、全国の合理化状況と今日的な「食に関わる」状況が多面的・多様化にむけた種々の関係法律などに対する対策と取り組み課題を全般的に分析・検証し、私たちが求める本来の食育対策・対応や給食・調理部門を担う労働者として「食」に係わる社会的な食の「安全・安心・安定」健康の育成が、乳幼児や保育から学校・病院・福祉など多くの給食、調理、栄養部門と医療が「統一的な体制」に繋げる「食育基本法・食育推進計画の基本理念」に係わる制度確立の重要性を認識し、小泉内閣総理大臣(内閣府、食育推進会議会長)が進める「推進計画」を自治体が設置する「食育推進委員会」の構成委員に「食」業務を担うわれわれが具体的に関与し、「企業関係者」委員による「営利・利潤・コスト論」を優先とした危険な「食育推進計画」策定には拒否表明を明確にしておく必要があります。

「三位一体改革」交付税交付金、補助金制度関する事務・事業の個別「単位費用算定基礎」基準の見直し・一般財源化によって減額・廃止など、国・地方の情勢と動向には危機感を一層高揚させ、「食を営利追及」の対象事業にさせない、真の「食育推進計画の基本理念」に基づき「安全・安心・安定」の確立への意思統一が重要な課題です。

「アメリカ・カナダ産牛肉」の輸入再開は「食」に対する不安・危機性を訴えてきた四者共闘会議や国民の声を無視し再開しました。しかし、拙速な輸入解禁が1月20日「アメリカ産輸入牛肉」から、BSE(牛海綿状脳症)の病原菌が

蓄積される特定危険部位の脊柱が混入している事件が発覚しました。当然政府は、「輸入停止」措置を発表しましたが、「食品安全委員会」と輸入再開を承認した「国・政府」の判断とその責任は重大な行為として追求されなくてはなりません。私たちは、「食育・食」の安全性確保にむけ、改めて地域と連携し問題を共有する関係者・団体との広範な運動と活動を真剣に取り組むことを、本集会の目標とします。

II. 国・地方自治体をめぐる情勢

1. 国の2006年度「経済財政運営・予算編成」の基本的な態度

政府は、2006年1月20日の閣議決定で「改革なくして成長なし、民間でできることは民間に」、「地方でできることは国から地方に」を基本方針に「財政運営・予算編成」し、2月6日から予算審議に入りました。

第164通常国会(1月20日から6月18日)は、冒頭より「BSEアメリカ産牛肉輸入協定違反事件・耐震偽装事件・ライブドア証券取引法違反事件・自衛隊防衛施設庁の天下り官製談合入札事件」など議論が噴出・紛糾し、当初小泉首相の本国会趣旨は、「安全・安定」国会と称していましたが、小泉内閣と連立与党の国政運営への欺瞞性が暴露され、「行政改革の推進や規制緩和による事務・事業の徹底した合理化・民間委託化」の弊害が国民・住民生活に「不安と疑念」を与える結果となっています。内政・外交問題を含め「小泉内閣・与党」は厳しく糾弾されなければなりません。

2. また、「小泉内閣・与党」が「郵政民営化の実施・政策金融改革、総人件費改革、資産・債務改革、市場化テストによる民間への業務開放・規制改革」を徹底し、「小さくて効率的な政府」を実現し、規制・金融・歳出・税制(消費税の引上げ・サラリーマン減税の撤廃)など改革を推進する。各分野にわたる民間需要主導の持続的経済成長を図り「経済の活性化・構造改革」を「大胆かつ柔軟に・平成18年度以降」断行する、としています。

- ① 構造改革の加速・拡大を基本テーマに、「規制改革・民間開放3カ年計画」を推進する。
- ② 「市場化テスト法」(案・公共サービス効率化法、仮称)を第164通常国会(2006年1月20日から6月18日)の早期

に提出し、「平成18年度予算」編成に盛り込み「民間への業務開放・規制改革」を通じて、「小さくて効率的な政府」を実現する。

③ 歳出・歳入の一体化によって、財政の健全化に向けた引き続き政府の大きさを抑制し、2010年代初頭までに国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化をめざす。

④ 「平成18年度中」に「歳出・歳入の一体化」を具体的な選択肢・改革工程など民間需要主導の持続的経済成長への「法案成立・予算化」を図り、「小さくて効率的な政府の原則・活力の原則・透明性の原則」の3原則に沿って検討を進める。

3. 地方自治体改革への「国の助言」

政府は、2004年12月24日の閣議で「今後の行政改革の方針」を受け、総務省は都道府県の「新行政改革指針・(集中改革プラン)」を総務次官通知として発表しました。

自治体はこの「集中改革プラン・(国の助言)」に基づき、2005年度末までに「改革プラン」をまとめ公表するよう、担当者会議で求めました。

総務次官通知の「国の助言」内容は、

- ① 分権自治の時代に即し自治体が自ら自立的・安定的な経営基盤の確立をめざし、「自治体経営手法の多様化」を進めること。
- ② 自治体職員の「給与・定員の抑制」と自治体財政に目立った問題点など、改めて自治体の現状分析すること。
- ③ 現状分析による自治体が運営する「事務・事業の再編、廃止、統合」や「民間委託の推進」と「定員管理の適正化・給与の適正化」など9項目を2005年度末までに報告・公表すること。

III. 「食育基本法」の目的

1. 「食育基本法」(内閣府、食品安全特命担当)は、第162国会(2005年6月10日)成立し、2006年7月15日施行しました。

「食育基本法」の目的として、国民が生涯にわたって「健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる「食育」を総合的かつ計画的に推進するための法律とする。

「食育基本法」の位置づけ、

- ①「食育」は生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきもの。
- ② 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる。
- ③ 私たちの心も身体も「食」の上になりたっている。

2. 「食育基本法」制定の背景

この法律は、毎日欠かさない「食」をめぐる様々な問題を個人で言う問題だけでなく国・社会全体の問題として放置せず、抜本対策として国民運動を強力に推進する。

「食」をめぐる様々な問題点

- ①「食」を大切にすの心の欠如
- ② 栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加
- ③ 肥満や食生活習慣病(がん、糖尿病など)の増加
- ④ 過渡の痩身志向
- ⑤「食」の安全上の問題の発生
- ⑥「食」の海外への依存
- ⑦ 伝統ある食文化の喪失

3. 法律の「基本理念」の要旨

21世紀の発展のため、子供たちが健全な身体を培い未来や国際社会に羽ばたき、国民が心身の健康を確保し生涯にわたって生き生きと暮らすことが大切である。子供たちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけるためには何よりも「食」が重要である。

この食育推進は、この方向性を国・地方公共団体および国民が食育推進するために地方自治体に「食育推進委員会」を設置し、「食育推進計画を策定」する。

IV. 給食現場の現状

1. 総務省は市町村合併特例法「平成の大合併」の期限切れ(2006年3月31日)に全国の地方自治体数を1,800自治体に大幅再編するとしています。(1999年3,232自治体)

小泉内閣は「小さな政府」論に基づき、市場原理万能主義に基づく規制改革の徹底や公務・公共業務を民間解放し企業の参入・自由化のため人件費削減、定員管理抑制など徹底した歳出削減を2006年度政府予算案し

ました。

全国の各自治体は、この間年次・月別の市町村合併期に「学校給食職場を統合・民間委託・廃止」など自治体の財政危機や調理業務を民間とのコスト比較・効率性を理由に業務運営を徹底して見直し、常勤職員から「臨時職員・パート、民間委託化」を強行しています。

四者共闘が進めてきた、地域の食材と農業との連携「地産地消運動」や給食業務の見える「食育」活動は、地域の食文化伝承を取り組む啓発運動の重要性を再認識して行きます。

「文部科学省」発表(2004年5月1日)現在の学校給食部門の外部委託状況は、

1999年度 ①調理9.2% ②運搬31.6% ③物資購入管理8.2% ④食器洗浄9.7% ⑤ボイラー管理14.6%

2004年度 ①調理17.6% ②運搬35.5% ③物資購入管理10% ④食器洗浄17.8% ⑤ボイラー管理15.6%

■小中学校の給食調理職員配置状況

2001年度 ①常勤職員54,358人・72.6% ②非常勤職員20,535人・27.4%

2004年度 ①常勤職員48,114人・68.1% ②非常勤職員22,549人・31.9%

■学校栄養職員

2001年度 ①11,909人

2004年度 ①12,138人

■調理法式の実施状況、

2001年度 ①単独調理法式45.6%・14,041校 ②共同調理場方式54.4%・16,721校

2004年度 ①単独調理法式45.5%・13,840校 ②共同調理場方式54.5%・16,576校

2. 食材の仕入れなどを含む給食事業の合理化によって、食の「安全性・信頼性・食教育」を企業の「利潤・営利」の原理優先に行政責任の放棄する「行政改革」を進め、「食育基本法・食育推進」の基本姿勢を空洞化しようとしています。

3. 私たちは、政府の総人件費削減(5%以上削減)や賃金削減の5カ年計画による公務・公共サービスを解体する政策に対し、職場・地域から「良い社会を作る公共サービスの推進する」立場を明確にし、喫緊の重要な課題とし

て自治体が設置する「食育推進委員会」に積極的に関与し取り組みます。

また、自治体は、「食育基本法」が定める、各自治体の「食育推進計画」に積極的に関与し、四者共闘の各団体や「食育」の推進団体の協力のもとに、取り組みの具体化の例として、保育所・学校給食・病院・福祉施設など毎日、生涯の「食生活・衣食住」を基本に「食育の一環性」確立のため、「食生活連絡ノート」の運動を、保育所・学校給食・病院・福祉施設など設置者、医師、栄養士、地域、保護者の理解を得ながら展開することとしています。

V. 「食育推進委員会」を設置の取り組み

私たちは、給食調理を具体的に現場で担う身近な者として、自治体に設置される「食育推進委員会」の構成はメンバーに登録し「食育」現場の当事者として、この法律の

趣旨に基づく提言・提案をして行い、これまで取り組んできた方針の展開を強化します。

具体的には、

- ① 真の「食育推進」を確立のため、地域の四季・文化を生かした「食」メニュー、地場農産物など食材を生かし「安全・安心・安定的」した地産地消運動の推進を展開します。
- ② 多様化している「食」の危険、不安全を解消する運動として、農薬の残留問題、牛肉のBSE問題、遺伝子組み換え食材問題、食材の偽装表示問題などを取り組みます。
- ③ 「食育に関する事業」を市場原理に基づく「営利追及型」の民間委託化には反対し、行政責任で「直営による運営」を求めます。

以上

学校給食全国集会 記念講演

地域農業と学校給食

—新食料・農業・農村基本計画から見えてくること—

中島紀一さん(茨城大学教授)

茨城大学農学部附属農場長 日本有機農業学会会長

■レジュメから

いま、食と地域の農業が結び合うことの意味はとて大きい。

日常の食の中に自然と農業と文化、そして人と人のつながりが見えるようにしたい。

いま食は巨大産業に飲み込まれ、グローバル化のなかで、世界の大企業がお金儲けの場として続々と参入してきている。

途上国の飢餓問題も、先進諸国の飽食問題も、そして食生活の改善運動までも、あらゆることが世界的大企業のお金儲けのテーマとされてきてしまっている。

食ブーム、食育ブームの背景にある政治の動きについ

てもきちんと見据えていきたい。

学校給食は、子どもと大人と、教職員と親と、学校と地域と、食と農が、向き合える場。

食と農が、いのちの循環であり、食の仕事も農の仕事もいのちを育む仕事だということ。

今日はそんなことについて、農の側から食の仕事をされているみなさんにお話ししたい。

1 21世紀、はじめの5年間で過ぎ食と農はとて大きな社会問題となってきた

私は農業分野の人間です。今日は食の専門家の集まりですが、農業の側も、これからの時代、食の農がともに手を携えながらよりよい社会をつくるよう意識的に取り組まなければならないと考えるようになりました。そこで、農業の側から食についてどんな問題意識を持っているのか

をお話します。

残念ながら、農業の側から食に対しての注文や発言はまだあまり多くありません。私の話も、食の専門家の方々に対して的確なのか自信はありませんが、対話の始まりとお考えいただければありがたいです。

3月半ばを過ぎると、農業関係者は少し気ぜわしくなります。3月の暖かい日が来ますと、冬越しの野菜――大根、白菜、菜っば、東京では小松菜などに花が咲きます。冬越しの野菜は、寒さを経て暖かくなると葉になるはずだった芽が花芽になり、3月の暖かさを受けて軸がぐうっと伸びます。抽苔(ちゅうたい)と言います。そうして菜の花が咲き始めます。

春から夏に育つ作物は、そろそろ種まきの季節です。私は大学の農場だけではなく学生達と近くの畑や田んぼで作物を作ったり家畜を飼っています。今日は、学生達は野菜の種をまき苗を育てる育苗床の準備をしています。暖かいといっても寒い日もあります。寒い日に赤ちゃんの苗がこごえて死んでしまうので、昔からの技術で落ち葉に米ぬかなどを混ぜて発酵させ、その発酵熱で寒さを和らげます。踏み込み温床といいます。

苗を育てるのは、皆さんのお仕事である小さい子どもを育てるのと共通すると思います。関東で一番恐いのは遅霜です。暖かい日が続いていたのにある朝真っ白な霜が降りる時があります。この遅霜がいつ終わるのか？ 関東では、「八十八夜の別れ霜」という言葉があり、おおよそ5月の連休を過ぎるともう心配ありません。4月によくばって苗を植えてしまうと何年かに1度、遅霜の被害をひどく受けてしまいます。農業とは、日々の、季節の移り変わりにはらはらどきどきしながら行う仕事です。

農業は自然とともにあるのです。

そういう農業が健全に営まれることが、よい食を社会に保証していく基本的な前提だと私たちは思っています。

今の季節、冬越しの野菜が芽を伸ばします。冬の間、じっとしていた植物が、この暖かさ、日の長さの変化を感じ取りながら、急に目覚めて水を吸い始めます。大根も、2月と3月のみずみずしさは全然違います。少し取り遅れた大根を畑で抜いてその場でぱりぱりと食べてみるとそれはそれはおいしいです。そういう大根を味わっていると、「良い農は良い食をつくる」ことを実感できます。

「良い農」がどうやって「良い食」をつくるのか、それには

皆さんと私たちとのもう少し親密な協力関係が必要でしょう。

■すべてをつなぐ地産地消

「良い食」は良い子どもたちを育てていくと思います。子どもたちの健康やしかりした育ちは「良い食」があつてはじめて実現すると思います。

自然があり、農があり、食があり、子どもたちの育ちがある。この4つのことがひとつにつながっている。それがよく見えるような社会のあり方が必要です。

たとえば地産地消です。学校給食の現場で、栄養士の皆さんが難しい条件の中で地元の農産物を給食に取り入れていこう、地元の農業者も大きな市場に出荷するだけではなく、自分たちの子どもや孫たちが食べる給食に自分たちの農産物を使ってもらおう、このような取り組みが、これからの時代を拓くと感じています。

■牛の不健康な食が牛をだめにした…BSE

今朝の日経新聞に、アメリカのシーファー駐日大使が昨日東京で行った講演の記事が載っていました。

アメリカと日本は、BSE(いわゆる狂牛病)の心配のある牛肉の輸入をめぐる厳しい緊張関係にあります。日本政府は世論に押されながら、アメリカのBSE対策は日本の基準からすれば安全性を確保できる水準ではないと判断し、アメリカの牛肉は今の段階で輸入できないとしていました。この判断を様々な協議の中でくつがえしてアメリカの牛肉の輸入が昨年末に再開されましたが、今年1月半ば過ぎに、日本に輸入されたアメリカ産輸入牛肉に背骨がついていました。これは輸入条件に違反しており、輸入が再び中止されました。

この問題に対し、新聞記事によれば、シーファー駐日大使は、「輸入再開まで時間がかかれば、貿易戦争になりかねない。道のりが遠いのは分かるが、解決が遅れば、アメリカ議会がしびれをきらす」と、脅しています。「申し訳ありませんでした、不手際でした」というのではなく、「間違いは誰にでもあるでしょう。これで輸入を止めていけば、貿易戦争になりますよ」と言っています。

BSEの問題は、食や健康の面から考えると、「牛の不健康な食が牛をだめにした」ということです。BSEが広がった直接の原因は、BSEになった牛の脳なども含む死体

を乾燥させて粉にした「肉骨粉」を牛に食べさせたことだとされています。

牛は、そもそも草を食べて生きる動物です。牛には胃袋が4つあります。人間は草を消化できませんが、牛には第一胃というとても大きな胃袋があり、発酵槽の役割をして、そこで草のセルロースを消化し、牛の大きな身体を作ることができます。牛は草を消化するために長い消化プロセスをもっています。草を食べるように体のしくみができている牛に、高栄養のサプリメントのような肉骨粉を与えた。「牛らしくない食」が、BSEを招いてしまった。食が牛をだめにしました。

このようなBSEの原因となってしまうような「サプリメント＝高栄養のエサ」の質をどうするかということもありますが、あわせてサプリメントを食べさせる今の牛の食のあり方を見直すべきであるというのが、この問題を真剣に考えている農業関係者の率直な判断です。

ところが、現実のBSE対策はそうはいかず、与えたサプリメント＝肉骨粉が悪いのだから、それを与えなければよい、他の高栄養のサプリメントに切り替えればよい、あるいは、有害な要素を除去すればいいと、食のあり方はそのまま食べるもののひとつひとつの中に安全性を確かめるという対応をすればいいとの考え方です。

このような対応で、農業の問題、食の問題が解決できるのか、大いに疑問です。

アメリカの牛肉と日本の牛肉を比べれば、日本の牛肉は安全だとなっていますが、日本でも今もBSEは発生しています。昨日25頭目のBSEの牛が長崎県で発見されました。

■21世紀の食と農

2006年の今年、21世紀の最初の5年を振り返ってみると、食についても農についてもたくさんの社会的問題が続発しました。

食の安全性については、BSE、鳥インフルエンザ、農薬問題などが代表的です。

鳥インフルエンザは、必ずしも食の安全性だけではありませんが、私のいる茨城県で昨年1年大きな問題になりました。

農薬の問題は、国内の問題だけなら農業関係者と食の関係者が手を結びながらしっかりした安全管理をすれ

ばある程度の解決が可能だと思いますが、今の日本は圧倒的に輸入食品が多く、海外の畑でどんな農薬が使われているのか、また、輸入されるプロセスでどんな農薬が使われているのか、なかなか実態が見えません。

食のあり方に関しては、食料自給率が問題になりました。日本の食料自給率はカロリー計算で40%、つまり60%は海外産のカロリーです。この状態を解決しなければならぬと言われ続けていますが、一向に解決していません。食料自給率を向上させるには、地産地消を進めるためには、日本に、地域に、しっかりした農業が必要です。

「親父はいつまでも元気と思うなよ」と子どもに言うのと同じように、農業はいつでもどこでも日本にあると思ってもらうわけにはいきません。今、日本の農業は音を立てて壊れています。日本の農業を支えている働き手の6割がすでに65歳以上の高齢者です。お年寄りが、汗水たらしながら若い人たちの食べ物を生産しているのが今の農業の現状です。

輸入品増加の中で国内の農産物価格は下落し農業の経営を維持できない農家が続出し、1990年から2005年の15年間で、農家数は297万戸から194万戸に減少し、農家人口は1729.6万人から832.5万人へと半減し、農業就業人口は565万人から333万人へと大きく数を減らし、しかも、65歳以上の高齢者が6割を占めるまでになりました。このままでは日本から農家がなくなってしまうかねません。

2 たとえば新しい食品安全政策にはこんな問題もある

■食品安全基本法で農業が廃れる

2001年、BSE問題をきっかけにして日本の農業と食をめぐる政策は大きく転換します。BSE問題は行政の重大な過失であったとの調査委員会報告が出され、2002年には消費者に軸足をのけた農政への転換をはかるとした「食と農の再生プラン」が発表され、2003年には食品安全基本法ができ、食糧庁が解体されて、食品安全委員会が作られました。

ようやく食と農が手を携えて食の安全を確保する政策になったと期待もありましたが、実際には消費者の食の安全のためには生産から流通、加工、販売にいたるまで食

に対する危険性が入り込むプロセスを厳しく国家管理していくことで食の安全を確保するという考え方が食品安全基本法の内容となり、この法律によって農業は「盛り上げる対象」から「取り締まりの対象」になりました。

農家が不埒なことをするから、食の安全性が確保できない、農家が不埒なことをしないように厳しく管理、監視し、農家がどのような生産をするのかノートに付けさせ、そのノートを提出させチェックする。そのノートをつけているのは60歳、70歳、80歳のおじいちゃん、おばあちゃんです。チェックに歩いているのは30代、40代の国の役人です。そんな図式が食品安全基本法の農業における運用実態です。残念ながら現状では、安全性強化の制度が追求されればされるほど、農業は廃れていきます。

■食育はリスクコミュニケーション？

食品安全基本法が制定されるプロセスで、農業の世界では「食育」が提起されました。2002年、「食と農の再生プラン」という新しい政策がBSEにからんで設置され、その中で「絶対に安全な食などはありえない」「絶対的安全性を言う消費者の考え違いを正していくのがリスクコミュニケーションである」との位置づけとセットで「食育」が登場しました。

だから、当初農水省が発想した「食育」とは、「絶対安全な食などありえないということ子どもに教えて、上手に危険性から身を守る能力を身につけさせる」ということだったのです。これが農業サイドで最初に「食育」が語られたときの政府の語り口でした。

この枠組みを見てみると、食の安全性問題は、農と食が手を結びながらより安全な豊かな食を作り出していく方向ではなく、農業と食を対立的に扱いながら、農業を縛っていく方向で進んでいきました。建前はとてもいい政策ですが、結果として農を育てる方向に向いていません。

3 たえば食料自給率のこと

国家の自給VS地域と暮らしの自給

■食料自給率は40年で半分に

疲れてきた農業が支えている食料自給率ですが、政府は長いこと「日本は工業国家であり、食べ物を生産するのは農業中心の途上国などの海外から輸入していけばいい。それが国際分業である」と言って、食料自給率が下がっていくことを放置してきました。現在の農業は19

61年、60年安保の次の年にできた「農業基本法」で体制が作られました。

この1961年の食料自給率は79%でした。それが2000年の直前に40%まで下がりました。毎年1%ずつ下がって半分になってしまった時点で、「これでは日本の農業は衰滅してしまう」という世論の危機感が高まり、農業基本法を廃止し、1999年に新しく「食料・農業・農村基本法」が制定されました。

「食料・農業・農村基本法」で、食料自給率を向上させることが国家の課題であると法律に明文化され、国は食料自給率向上のためのアクションプランをもたなければならないと明示され、2000年に食料自給率の向上を内容とした「食料・農業・農村基本計画」が作られ、2000年から2010年までの10年間で40%の自給率を45%に向上させる方針を決めました。

ところが、5年経っても自給率は1%も向上しておらず、政府発表では引き続き40%のままとなっています。昨年3月に計画の見直しが行われ、達成目標を5年先延ばしし、2015年に食料自給率を45%にもっていくことになりました。

■輸入を増やせば自給率は下がる

食料自給率がなぜ伸びないのかは、はっきりしていません。

農産物の、食べものの輸入がその後も増えているということです。食料自給率を高めるとは、輸入を減らして国産を増やすということですが、政府の方針は、「輸入はこれからも増やしましょう」です。そこで国産が伸びるための条件は何かといえば、輸入に負けないくらいに日本の農産物価格の低下させることです。日本の田んぼや畑で生産する農産物の価格を輸入品より安くすれば、消費者は安い物を買うから自給率が高くなるということです。これが2000年のときの食料自給率向上計画の政府の考え方です。

輸入を増やしながらか国産農産物の価格を安くする政策通り、現実には輸入は増え、輸入品の値段に引っ張られる形で国産農産物の価格は下落しました。その結果、農家の経営の採算が合わず、15年間で100万世帯の農家が消えていき、日本の農は崩壊しています。

政府は、現在も輸入を増加させる政策をとり続けています。その中で、どうやって自給率を向上させるかという

議論になっています。

■地産地消がはじめて政策に

2005年に新しい自給率向上の計画が立てられ、そこで改めて提起された新しい戦略が「地産地消」でした。2000年の時には、政府は地産地消を入れるべきだという意見をかたくなに拒否していましたが、2005年では主な手法が「地産地消」で自給率を向上させるとなっています。

実際、輸入増加にかかわらず自給率が40%はりつきで確保できているのは、過去10年ほどの草の根における地産地消の前進によるものだと思います。

輸入農産物との値段の高い低いではなく、身近な自然を生かし、身近な農業に支えられて食べものが供給されることが一番望ましく、安定感と安全性と豊かさをつくる道だと、日本の国民がいろいろな形で感じ取り、国産のもの、地産地消をすすめてきた結果です。

これまで、大市場中心の農産物流通だったものが、この5年、10年と農産物流通の流れが少しずつ変わっています。東京の大きな市場から来る荷物と、小さな直売所の荷物と比べたときに、直売所の野菜を買って食べることができるならそれを選ぶという気持ちが国民の中に少しずつ芽生え、値段の問題ではなく食べものを考える機運が少しずつ出てきたと、農業の立場にいる者からも実感しています。

私は、「食べものと農業はおカネだけでは測れない」という本を書きました。そのタイトルの思いが、地産地消の広がりの中で国民の気持ちに少しずつ芽生えていると思います。みなさんもお仕事を通じて、そのあたりの手応えをお感じになっているのではないかと思います。

4 いのちが見えなくなってしまった今

いのち育む食と農の協働

■地産地消の意味 いのちの循環

自給率向上のために国としてやらなければならないことは、輸入農産物の激増を国として抑え、国内の農業が安心して生産できるような維持発展の政策です。この国の責任をやらないままに食料自給率向上についてのゲタを国民に預けてしまいました。

自給率向上のよびかけを受けて、国は何もしていませんが地元では地産地消の取り組みが進んできています。

なぜ、自給率を向上させなければならないのか、な

ぜ、地元の野菜を食べたらいいのでしょうか？

栄養士の仕事をされていて、地産地消は食育の大切な現場だと言われ、地元の野菜を食べたらいいということ子どもたちにどう教えるのか？

安全性の確保でいえば、言いやすいかも知れません。栄養価が高いという情報も、説明がしやすいかも知れません。

しかし、地産地消だから、安全性の保証が他のもの以上にあるとか、栄養価が他のものより高い保証があるわけではないのです。

それでは、地元の野菜をみんなで食べていこうということとを、どう説明していくのでしょうか。

それは、食べものとはいのちであり、いのちは自然がはぐくむもので、自然がはぐくんだいのちを食べものという形で社会に提供しているのが農業であり、農業は人々の暮らしのまわり、暮らしの中にあってはじめて社会のものとなるということです。

そうでなければ、食べるという行為はエサを食べることと同じです。

人間ならば、人間の能力として自然に働きかけ、そこから食べものを作り、その食べものをつくるしくみが社会にあることを、社会として実現していく。それが地産地消です。地産地消とは、地域の自然の中で「いのちの循環」を作り出すものです。

地産地消とは、単なる安全性でもなければ、単なる栄養価でもありません。

地域の中にある自然の恵みの中で人間が健やかに、末永く生きていけるのかを考え、人類の長い歴史を通して、それぞれの地域の風土の中で、それぞれの地域の農業がはぐくまれて、農業と地域の自然とが結びあって、食は「いのちの循環」として人間の健康と未来を保証してきたのです。したがって地産地消の食はそのまま食の文化なのです。

■持続可能な地域社会のための食農教育

それをパーツ別に分けてしまうと、栄養価をとることが食であると考えてしまいます。

農業分野には、家畜飼養学があります。家畜のエサと栄養の学問です。家畜飼養学と人間の栄養学の教科書はとてもよく似ています。人間の食に関する教科書が、あたかも家畜の餌に関して記述している教科書と似ている

という社会の現実、素直に「おかしい」と思います。

食は栄養価である前に「食べる」ということであり、「食べる」とは農業です。

農業は、自然です。

自然と農業と食が一体となった社会が、「持続可能な地域社会」です。

食の関係者と農の関係者がそのことを理解しながら、手を結び、実現していこうとするのが地産地消です。

食育とは食農教育であり、食農教育をもって、食べる人と作る人の顔の見える関係が作られていきます。

食べる人の状況を作る人はよく理解し、作る人の状況を食べる人がよく理解しながら、ともに手を携えて、新しい社会を作ろうではありませんか。

■子どもたちにいのちの見える社会を

日本は長いこと瑞穂の国として、食と農の安定した文化をつくってきました。それが、高度に文明が発達したといわれる過去20年間、30年間、40年間に壊れ、食と農の未来が見えなくなっているとすれば、それは非常に深刻な事態です。

最近の学校などでの子どもたちの痛ましい事件を新聞やテレビで見聞きするにつけ、子どもたちの世界にはいのちがリアリティとして見えなくなっているのだとの思いがつのります。

春になり、「これからの寒さは大丈夫かな」と心配しながら畑に種を降ろすその期待と不安の気持ちを子どもたちが実感して感じることができるでしょうか。

「芽が出た、この芽が育つだろうか」ということを子どもたちが実感できるでしょうか。

その育った作物をおいしく食べることが、子どもたちの日常の生活にあるでしょうか。

現実を考えれば、子どもたちにとってのいのちのリアリティはゲームのリアリティよりもはるかに下にあり、自分にとって都合の悪い状況になったらリセットすれば次のゲームを始められるというような気持ちが勝っている、広がっているのだらうと痛感します。

いのちが見えない時代、人間が生きているということは、いのちの循環の中で生かされているということ、子どもたちにどう伝えればいいのか。

おそらく、一番普遍的な、いのちが見える社会づくり

は、食と農の結びあいではないかと思えます。

■農を変えたい 3.25全国集会へ！

農業の世界も、この点では反省すべき点が多くあります。

農業とは食べものを生産し、いのちをはぐくむ産業であるはずなのに、農業の現実をみると、お金を生み出す仕事の一つと考える傾向が、近代化の時代の中に作られてしまっています。

農業が、食品安全基本法の中で、取り締まりの対象になるのはけしからんと言いましたが、農業の現実をみると取り締まられてもしかたがない面もあります。農業の側も、農業はいのちをはぐくむ産業で、国民にいのちをはぐくむ食べものを提供するのが農業という仕事であり、いのちをはぐくむ根本には自然の恵みがあるのだということを忘れがちでした。

農業は痛烈に自己反省をしています。

そこから、本来の農業のあり方への模索がはじまり、模索の取り組みのひとつに有機農業があります。有機農業は、農業の本来のあり方を見直す取り組みであり、それを軸にしながら、農業が改めて自然の恵みに支えられて、いのちをはぐくむ営みとして、いのちの見える食べものを消費者に提供する取り組みでありたい。そのパートナーとして、いのちを大切にする食の関係者との手の結びあいが必要だと感じています。

これまで、農業の取り組みは、どうしても農業の中での所得の確保に関心がかたよりがちでしたが、農業にとって一番大切なのはいのちと自然、食と農の連携です。そういう考え方から農業をもう一度考え、広げていきましょう。

今日は食の関係者の集会ですが、3月25日には「農を変えたい！全国集会」が開かれます。

レジュメの最後にこの集会の共通目標6項目をかかげました。

ひとりひとりの食の国内自給を高めます。

未来を担う子どもたちによりよい自然を手渡すため、日本農業を大切にします。

農業全体を「有機農業を核とした環境保全型農業」に転換するよう取り組みます。

食料自給・農業保全が世界のルールになるよう取り組

みます。

食文化を継承する「地産地消」の実践を進めます。

新たに農業に取り組む人たちのための条件整備を進めます。

これを共通目標にしながら、食に関係する方々と手を結びたいと思います。

すでに、さまざまところで協力し合いながらの取り組みが進んでいると思いますが、今日の集会在ひとつのき

っかけになりながら、広がって行ければと思います。

■農からの情報発信としての参考資料

『食農同源—腐蝕する食と農への処方箋—』

足立恭一郎 2003 コモンズ

『いのちの秩序農の力 たべもの協同社会への道』

本野一郎 2006 コモンズ

『食べものと農業はおカネだけでは測れない』

中島紀一 2004 コモンズ

食育に関する国会議員報告会

食育基本法制定、各党の立場と食育についての考え方、問題点

食育基本法制定に関して、自由民主党、公明党、民主党、社民党の4党からそれぞれおひとりずつ現職の国会議員にお越しいただき、食育基本法制定までの経緯、考え方、今後の動き、取り組み、問題点などについてご報告いただきました。ご出席に感謝いたします。報告は、与党、野党の順で行い、報告は発言順に要旨を掲載します。(文責:学校給食ニュース)

山東昭子参議院議員 自由民主党 党食育調査会会長

(発言要旨)

明治時代には、知育・徳育・体育だけでなく、食育・才育も発布されていたようだが、現在は、食育・才育が置き去りにされている。

食育基本法は議員立法だが、背景には、全国で22万人の食生活改善推進委員が、ひとり暮らしのお年寄りにバランス良い食事を届けたり、親子の料理教室などの活動をボランティアとして続け、地域で草の根運動の形で要望が上がったことがある。

子どもたちの食生活が乱れ、朝食を食べない子どもが増え、それが習慣となって若者、若いサラリーマンでも朝食を食べない人が増えている。そして、予備軍を含め生活習慣病が1650万人ともなった。

食育基本法は、原点に返って食育を見つめ直そうというもの。

香川栄養大学のデータで、1年間のうち100名の学生に50人は朝食をきちんと食べさせ、50人はわざと朝食を食べさせず、1年間のデータをとったら朝食を食べた学生が成績が上がっている。朝食を食べさせなかった50人のうち25名に朝食を食べさせたら、成績がアップしたという数字もある。

食育は、学校給食では地産地消があるものの、0-157の問題があり、地域の生鮮野菜を使えない、生野菜が出せないという問題を抱えている。すべての品を地産地消ということも量として対応できない、価格の問題もある。

しかし、現在、農業も生産者と消費者がインターネットを通じてもっと身近になった。農業も変わっていかねばいけぬ。

世界的に和食や東洋医学が見直されている。私たちは、真剣に子どもたち、食生活を見つめ直していかなければならない。栄養バランスは、子どもの時からの食生活が大切。

食育は、現場が主役である。

予算は、農水省の予算の方が多いが、パンフレットを配るだけでなく、地域でイベントを行い、子どもたちと地域の人が食育に取り組めるようしていきたい。

食育の国民運動として現場の栄養士、栄養教諭、教諭、農林水産関係者らが、情熱を燃やし、法律がかけ声倒れにならないよう、心身ともにたくましい子どもたちをつくっていき、これからの日本を支えていくよう、応援したい。

高木美智代衆議院議員 公明党

党女性委員会委員長 東京都本部食の安全・食育対策プロジェクトチーム顧問

(発言要旨)

食育を生きる上での基本であり、知育・徳育・体育の基本、基礎となるべきものと位置づけ、食に関する知識と食を選択する力を習得して健全な食生活を実践することができる人間を育てる。これが食育基本法の理念である。

食育の言葉もこれから普及させるべき言葉だ。3年前の内閣府調査では、

食育の言葉も意味も知っていた	26%
食育の言葉は知っているが意味は知らない	26.6%
食育の言葉も意味も知らなかった	47%

となっている。

子どもたちが大人、高齢者となって命を終えるまで食生活がどれほど大切かという認識があらためて取り組まれている。金子勇氏が、「サクセスフル・エイジング」成功し幸福感を持つ高齢者とは健康、お金、役割、密接な親しいつながり、この4つを持っているとしている。昔から食べることは薬と言われている。年をとって、人生を全うするまでの一貫した流れの中に、食は見逃すことができない。

食育基本法関係では、縮減予算の中で平成18年度に大幅な予算の拡大をはかり、政府も力をいれはじめている。栄養教諭を中核とした学校家庭地域の連携による食育推進事業については、新規に1億2千万円を文科省予算として盛り込む。

児童生徒の生活習慣と健康等に関する実践調査研究に3千8百万円。

厚生労働省関係予算として、国民健康づくり運動の推進「健康日本21」に6億2100万円、今年度は4億円だったので大幅に増加した。

国として食育基本計画を最終調整準備中だが、目に見える形で推進できるよう具体的に5カ年計画で数値目標を盛り込む方向である。

例えば、朝食をとらない子ども4%を0にする。学校とは

離れるが、20代の男性30%が朝食をとらない、30代男性は23% これを15%以下にする。

学校給食に郷土料理を積極的に取り入れる。米飯給食を推進する。学校給食での地場産品の使用割合、現在地産地消率21%の全国平均を30%以上に上げる。

この策定によりさらに具体的な国民運動としての展開がはじまると思う。

食育月間や食育の日の制定も検討し、国民への広い関心と理解の普及を図る。

学校の役割は大きい、学校は地域、国民への要である。教諭を中核として、栄養教諭、学校栄養士と連携をとって子どもたちの基本である食育に取り組んでいただき、健全な育成に大きく寄与していただくことを願う。

岡崎トミ子参議院議員 民主党

食育基本法審議当時の内閣委員会所属、審議に関わる(発言要旨)

食育に反対する人はいないが、基本法制定には反対した。理由は、栄養の偏りや不規則な食事、肥満、生活習慣病の増加、ファーストフードの氾濫、遺伝子組み換え食品、残留農薬、食品添加物、BSE問題などの個別案件が山積みで、これらをどう解決するか方向が見えないままに理念法として食育基本法が出てきたからである。まず、個別具体的にどうしていくのか、食生活の問題や不安をひとつひとつ解決することが大切だ。

食育も大事だが、食農教育、食べることと農業がどれほど近いかを学ぶことが必要。

たとえば、農薬をたくさん使って作物を育てていても、それが学校給食に使われ、校内放送で「どこのだれ」のほうれん草だと放送されると、たとえほうれん草が嫌いでも子どもは一生懸命食べる。近くの子どもに食べてもらおうと、作る方もできるだけ安全なものにしようと、農薬を減らし、有機農業のようなものになる。

キッズスクールで、毎月農業を見に行き、今、何が植えられて、何を今食べたらいいいのか、農業にどんな苦労があるのかを知り、食と農をできるだけ近いものにしていく努力が全国にある。そこから教えられることがあるはず。

食育基本法審議の中で、学校給食について質問した。1985年の合理化通知と2004年の合理化通知の確認の連絡(文科省)について、これが単独調理場を共同調理場に変えていく主旨ではない、「学校給食の質の低下

をまねくことのないよう充分配慮」して合理化するものだとしている。

また、食育基本法提案者の議員も自校式が望ましいと言う。専門家も同様である。私たちも同様だ。市町村合併などで、センター化の動きが高まっているが、地産地消で近場で取れたものを安定的に供給し、栄養教諭らがきちんと判断し、権限を持ち、子どもたちの食事に影響を与えられるためには自校方式がいいのだということを、「合理化通知」がセンター化推進ではないことを言い切って、自校式を増やす武器にして欲しい。

食育基本法の理念を実現するためには、学校給食制度、栄養教諭制度、食品表示制度、雇用と仕事、仕事と家庭の両立を支援する、食と住の近接、住宅制度の充実、諸制度の改善と充実など個別法、制度の充実が必要。

食育推進会議のメンバーを見ると産業界中心になっている。市民など食の権利を大切にする人が最低3分の1は入る必要がある。そのような形で、はじめて、食育基本法を作って良かったという方向が見えるだろう。

菅野哲雄衆議院議員 社民党

党農水部会長 衆議院農水委員会常任委員

(発言要旨)

食育基本法の主旨は理解しているが、国民や教育関係者、農林漁業者、自治体に強い責務を負わせることで、国の責任を予算も含め放棄・回避しているのではない。家庭環境、労働環境、食料自給率、化学合成肥料や農薬依存の農業、食品添加物の現状を放置し、状況を改善する方向ではなく、現状を追認する形に疑念がある。

食育推進基本計画案では、食事バランスなどの指針を国民に一方向的に押しつけ、個人の価値観や生活領域に踏み込むところがあるのは懸念材料である。

学校給食に関しては、地場産品の利用割合を2004年

の21%から2010年に30%以上まで引き上げる。学校栄養職員の栄養教諭への移行を促進し、子どもと家庭、地域に栄養教育を普及させるなどを取り上げている点は一定の評価。実現していくためには食料自給率を引き上げるための具体的な手だて、生産者と学校、自治体の連携の強化、単独自校調理方式を柱にする常勤の調理員の適正な確保と、労働条件の確保を達成することが求められる。

文部科学省が2004年5月に発表した学校給食実態調査によれば、調理員の民間委託が学校ベースで前年比2.4%増で17.6%にも達している。小中学校の常勤調理員は5万人を割り、1999年当時と比較しても1万人も減っている。栄養教諭が制度化されたとしても学校栄養職員数は必ずしも増えていない。平成の大合併によって、市町村数は3000を超えていたのが、4月には1800自治体までに減り、公共サービスの切り捨て、給食センターの大型化が進み、合理化や民間委託が加速していくという報告もある。

小泉内閣の三位一体改革は、義務教育費や児童手当などの国庫負担割合を引き下げて、税財源は委譲しないが、責任と負担は地方に押しつける側面が強い。

学校給食の充実が、自治体と子どもを持つ家庭の責任に転嫁されていることを危惧する。

行政改革推進法案、市場化テスト法案は、給食調理員を含めた教職員数について、生徒の減少に伴う自然減を上まわる純減を確保するとされている。外部委託化が進み、常勤給食調理員をターゲットにした合理化が進むことになりかねない。

食は生命に関わる、生活の基本。効率性や採算性ではなく、安全と安心こそが最優先されるべき。学校給食の充実、地産地消を含めた地場産品の利用割合の増加、栄養教諭の中核化などが盛り込まれている以上、財源措置を含めた必要な環境整備を国、自治体に求めていく運動が今まで以上に重要になっていくと考える。

投稿

川崎市の学校給食とアレルギー対応について 滋賀県栗東市の給食と歴史文化の教育について

●滋賀県栗東市の「食育基本法が施行され、学校給食共同調理場と歴史民俗博物館および小学校が連携した食育事業」

滋賀県栗東市立学校給食共同調理場 さんより投稿をいただきました。

滋賀県栗東市では2月1日～3月1日にかけて、市立小学校8校の4年生の児童を対象に江戸時代に東海道の目川(栗東)で名物だっ「目川の菜めし田楽」と「おでん鍋」を給食に出し、栗東市とおでんのつながりについて理解を深める食育を実施しています。

4年生は社会科の授業で滋賀の文化や歴史を学んでおり教科と関連しています。

献立内容は、菜めし、牛乳、豆腐みそ田楽、おでん鍋(材料は大根、ちくわ、こんにゃく、里芋、たまご、むすび昆布、鶏肉で、土鍋を囲んでいただきます)です。

給食の時間に、児童たちは同博物館の学芸員から、江戸時代の終わり頃から串焼きの豆腐田楽が煮込み田楽に変化し、田楽の「でん」に接頭語の「お」をつけ「おでん」と呼ばれるようになったことや、その田楽は菜めしと共に食べられていたことなどを学習します。

そのあと、学芸員や、担任以外の教職員また共同調理場の調理員や職員、栄養士と交流しながら給食を一緒にいただきます。

この事業は栗東市立学校給食共同調理場と栗東歴史民俗博物館が連携して実施しました。

学校給食共同調理場では今後、地域や生産者も含めた連携を企画していきます。

※この内容については新聞、テレビに多数取り上げられました。(下の写真は授業とおでん給食の風景)

●神奈川県川崎市の学校給食とアレルギー対応について

こんにちは私は神奈川県川崎市の小学校に通う一年生の女の子の母親です。

わが子は牛乳と卵にアレルギーを持っており、給食は和食の日以外はお弁当を持っていっています。

乳製品は脱脂粉乳くらいなら今まで食べられていたのですが、給食のパンは食べさせていたのですが、二学期に揚げパンを食べた時に具合が悪くなってしまいました。検査をしたら、牛乳のアレルギーの値が上がっていて、今はまた乳製品完全除去の状態です。パンに含まれる脱脂粉乳の量が多すぎたのです。給食はパンばかりで、ほとんどの日がお弁当になってしまいました。パンにかならず脱脂粉乳を入れるのはどうにかならないでしょうか？ もっと和食を増やしてもらえないでしょうか？ 以前川崎市の教育委員会に電話しましたが、あまり誠実な回答はもらえませんでした。他の県ではもっと和食が多いのにアレルギーの多い川崎市がなぜ洋食やパンばかりなのか不思議です。私はどこにこの訴えをすれば、聞いてもらえるのでしょうか？



最近の収集情報

06年3月版(新聞、インターネットなど)

情報の元リンク等は、学校給食ニュースホームページの同記事に掲載。

●富山県高岡市のカレー Spoon の話題

●山形県山形市給食センターPFI計画

山形市は給食センターの老朽化に伴う移築整備を計画しており、PFIによる建設整備に向けた調査等を行っている。平成16年度には、PFI導入に向けた調査費用が国から交付されている。

●香川県宇多津町、PFIセンターで食材購入も

香川県宇多津町の学校給食センター整備について、06年2月23日、四国電力を中心とする特別目的会社「株式会社宇多津給食サービス」が設立され、宇多津町との間で28日に仮事業契約を結んだ。出資者の中で調理受託企業とみられる(株)メフォスが10%の出資をしている。平成19年4月(2007年4月)より学校給食調理を開始する予定。

宇多津町のPFI委託で最大の特徴は、食材購入を特別目的会社の業務範囲に入れたことである。献立作成は宇多津町が行うが、食材業者の選定、食材の選定、購入は特別目的会社の業務範囲となる。

要求水準書では、衛生上の信用性から「あらかじめ、食品納入予定業者一覧表等を作成しておくこと」、小中学校のパンについては「(財)香川県学校給食会から購入すること」、また、地域経済の観点から「可能な限り町内事業者を考慮」することが求められているほか、食材につい

ては、一般的な「過度に加工したものは避け」、不要な食品添加物は避けるなどのほか、地産地消の観点から、「可能な限り、町内産品及び県内産品を選定する」ことなどを求めている。

食材費については、会計を運営経費等とは別に求められ、収支の報告が町に求められるが、その運用については、「食材調達に係る支出が収入を上回る場合においては、その差額は事業者の負担とし、支出が収入を下回る場合においては、その差額は次年度の食材費の一部として取り扱うものとする」とされている。

調理については、衛生面等一般的な要求のほかは、アレルギー対応のみが要求水準書に明記されている。「町の指示に基づき、アレルギー対応食を特別食調理室において最大100食/日まで調理すること。除去対象食材は、乳製品(牛乳を含む)・卵・小麦・鶏肉・甲殻類・魚類・緑黄色野菜・果物とする。通常食の食材や配缶作業の動線に留意すること。アレルギー対応食専用のランチジャー等により、配缶すること」となり、その他の特別食等の指示はない。(06/03/22)

●広島市学校給食会の運営に市議会で議論

広島市の学校給食は、小学校は自校調理方式、親子調理方式、センター調理方式で、中学校は自校調理方式、親子調理方式、センター調理方式、民間調理委託(デリバリー給食)方式となっており、献立は統一、食材購入は財団法人広島市学校給食会が行っている。

●北海道苫前町で給食による食中毒

学校給食ニュースより

「食育推進計画」関係の取り組みと情報提供をお願いします。

食育基本法について、国の食育推進基本計画が2006年3月にまとまりました。今後、都道府県・市町村での食育推進計画の作成、実施が行われることとなります。各都道府県、市町村の「食育」および「食育推進計画」の動向について、ぜひ各地からの情報をお寄せください。

また、全国集会でも議論されましたが、各地で、学校給食関係者や農業関係者が積極的にこれらの議論に関心を持ち、関わるような取り組みを高めていただき、その情報を全国で共有できるようよろしくお願いいたします。

学校給食ニュースでも、現在、都道府県のホームページで公開されている食育、学校給食関連情報を積極的に収集し、公開しています。詳しくは、学校給食ニュースホームページをご覧ください。まとまりましたら、本紙でも特集します。

学校給食ニュース 81号

発行:学校給食全国集会実行委員会
編集:学校給食ニュース編集事務局
会費:年額3,500円(4月から3月、送料込み)
〒106-0032 東京都港区六本木6-8-15
第2五月ビル2階 大地を守る会気付
全国学校給食を考える会
お問い合わせは…全国学校給食を考える会
電話:03-3402-8902 FAX:03-3402-5590
ホームページ <http://gakkyu-news.net/jp/>
E-mail desk@gakkyu-news.net

学校給食全国集会実行委員会構成団体

- 全日本自治団体労働組合・現業局
東京都千代田区六番町1(電話03-3263-0276)
- 日本教職員組合・生活局
東京都千代田区一ツ橋2-6-2(電話03-3265-2175)
- 日本消費者連盟
東京都目黒区早稲田町75-2F(電話03-5155-4765)
- 全国学校給食を考える会 左記住所、電話番号

学校給食ニュース情報シート

地域で取り組まれている課題や実践例をぜひ発信してください。学校給食ニュースへの感想やご意見もお願いします。
ここに記入していただくか、文書・写真などは実物を送ってください。

送り先 〒106-0032 東京都港区六本木6-8-15 第2五月ビル2階 全国学校給食を考える会
TEL03-3402-8902 FAX03-3402-5590 E-mail desk@gakkyu-news.net

記入者名 _____ 団体名 _____

ご連絡先(電話・FAX・e-mail) _____

ご住所(または、都道府県・市町村名) _____

私は、 栄養士 調理員 保護者 その他(_____)です。

ニュースに掲載する場合、名前は 掲載可 掲載不可(匿名) です。